

令和7年度 地域管理経営計画等(案)の概要



令和8年3月

北海道森林管理局

I 地域管理経営計画等(案)の概要について(経常樹立)

- ・胆振東部森林計画区
 - ・宗谷森林計画区
 - ・網走東部森林計画区
- (計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日)

II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について

- ・日高森林計画区
- ・上川南部森林計画区
- ・網走西部森林計画区
- ・釧路根室森林計画区
- ・十勝森林計画区

I 地域管理経営計画等(案)の概要について (経常樹立)

国有林の地域別の森林計画 (10年計画)

- 森林の整備に関する事項
- 森林の保全に関する事項
- 伐採、造林、林道、治山事業等の計画量

地域管理経営計画 (5年計画)

・法定計画

- 機能類型に応じた管理経営の指針
- 伐採、造林、保育、林道開設等の事業総量
- 国有林野の維持・保存に関する事項（保護林の設定・管理の方針等）
- 国有林野の活用に関する事項（レクリエーションの森の設定、管理の方針等）

国有林野施業実施計画 (5年計画)

・大臣訓令に基づく計画

- 国有林野の伐採、造林、林道、治山事業等の箇所別計画量
- 保護林、レクリエーションの森等の区域
- 森林共同施業団地の区域や連携した施業の内容

地域管理経営計画等(案)の概要目次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 (1ページ)

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針 | (1ページ) |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | (7ページ) |
| (3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項 | (12ページ) |
| (4) 主要事業の実施に関する事項 | (15ページ) |
| (5) その他必要な事項 | (18ページ) |

2 国有林野の維持及び保存に関する事項 (20ページ)

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 巡視に関する事項 | |
| (2) 病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項 | |
| (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 | (21ページ) |
| (4) その他必要な事項 | (23ページ) |

3 林産物の供給に関する事項 (24ページ)

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 木材の安定的な取引の確立に関する事項 | |
| (2) その他必要な事項 | |

4 国有林野の活用に関する事項 (25ページ)

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 国有林野の活用の推進方針 | |
| (2) 国有林野の活用の具体的手法 | |

地域管理経営計画等(案)の概要目次

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全等に関する事項 (26ページ)

- (1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項
- (2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針
- (3) 相続土地国庫帰属制度への対応

6 国民の参加による森林の整備に関する事項 (27ページ)

- (1) 国民参加の森林に関する事項
- (2) 分収林に関する事項 (28ページ)
- (3) その他必要な事項 (29ページ)

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項 (30ページ)

- (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項
- (2) 地域の振興に関する事項 (31ページ)
- (3) その他必要な事項 (31ページ)

■ 変更計画 (案) (32ページ)

- ・ 日高、上川南部森林計画区 (33ページ)
- ・ 網走西部、釧路根室、十勝森林計画区 (34ページ)

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（1）国有林野の管理経営の基本方針

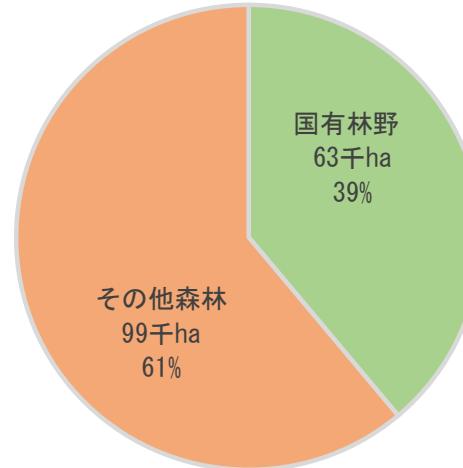
各森林計画区の概況

○ 胆振東部森林計画区の現況

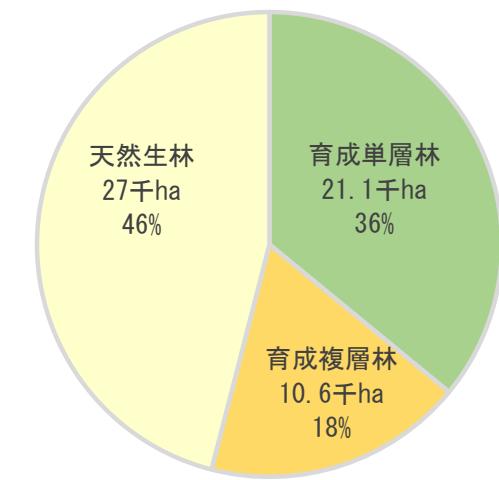
胆振東部森林計画区の位置図



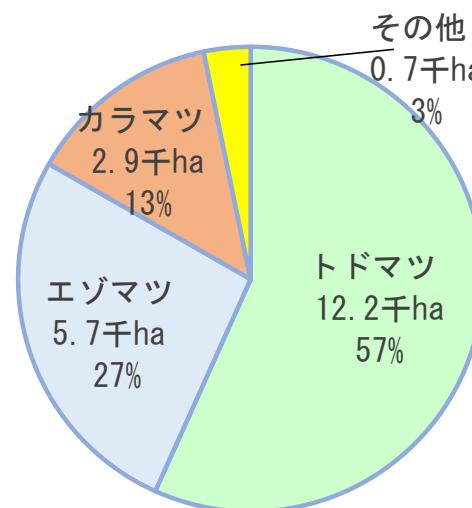
森林計画区の森林面積



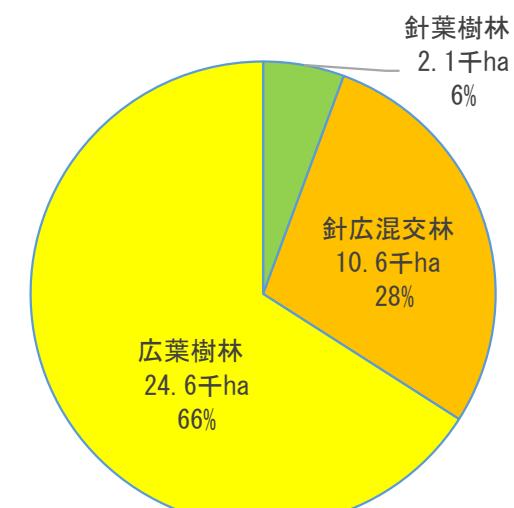
国有林野の林種別面積



国有林野の人工林樹種別面積



国有林野の天然林の林相別面積



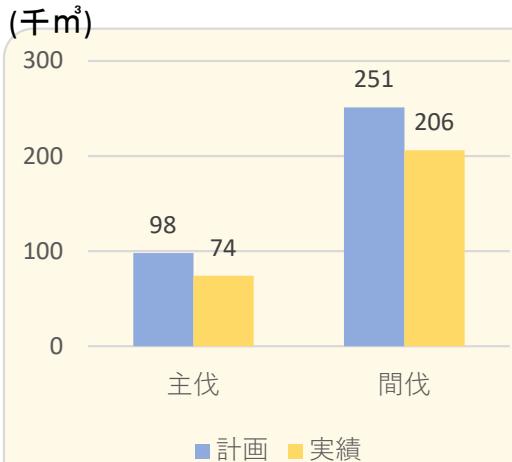
(1) 国有林野の管理経営の基本方針

各森林計画区の概況(つづき)

○ 胆振東部森林計画区の主要施策に関する評価

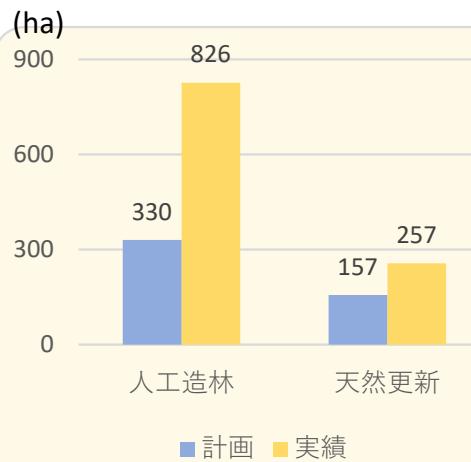
計画期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

伐採量



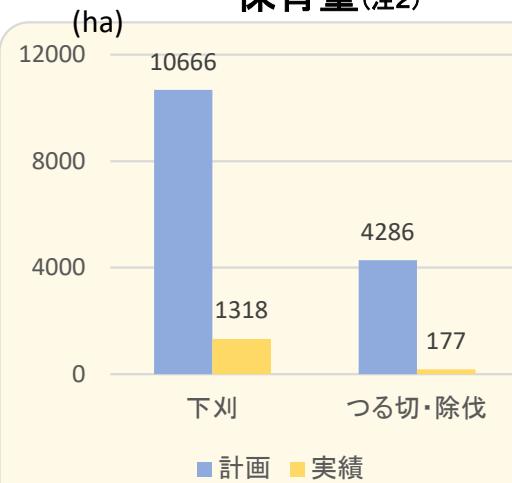
主伐については、大雨の影響で林道が通行不可となったことから、実行数量が計画を下回った。間伐については、おむね計画数量を確保した。

更新量



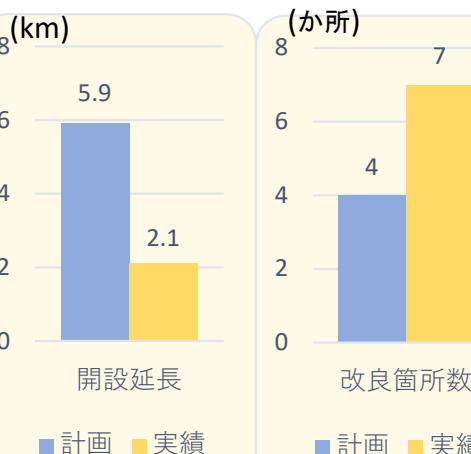
人工造林及び天然更新面積については、主伐実行箇所は減ったが、風倒被害地の植栽に集中的に取り組んだことから、実行数量が計画を大きく上回った。

保育量(注2)



下刈については、現地状況を踏まえながら、効率的な保育作業の取組として回数や方法を見直して実施した結果、実行数量が計画を下回った。つる切・除伐については、現地を精査して再検討した結果、実行数量が計画を下回った。

林道開設及び改良



各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、開設については実行数量が計画を大きく下回った。その一方で、改良については、大雨の後に点検した結果、改良が必要と判断された箇所が多く発生したことから、実行数量が計画を上回った。

注1) 実績の数値は、令和7年度の見込み量を含んだ計である。

注2) 保育量の計画量は、保育作業の目安となる林齢に該当する人工林の面積を一律に計上したものである。

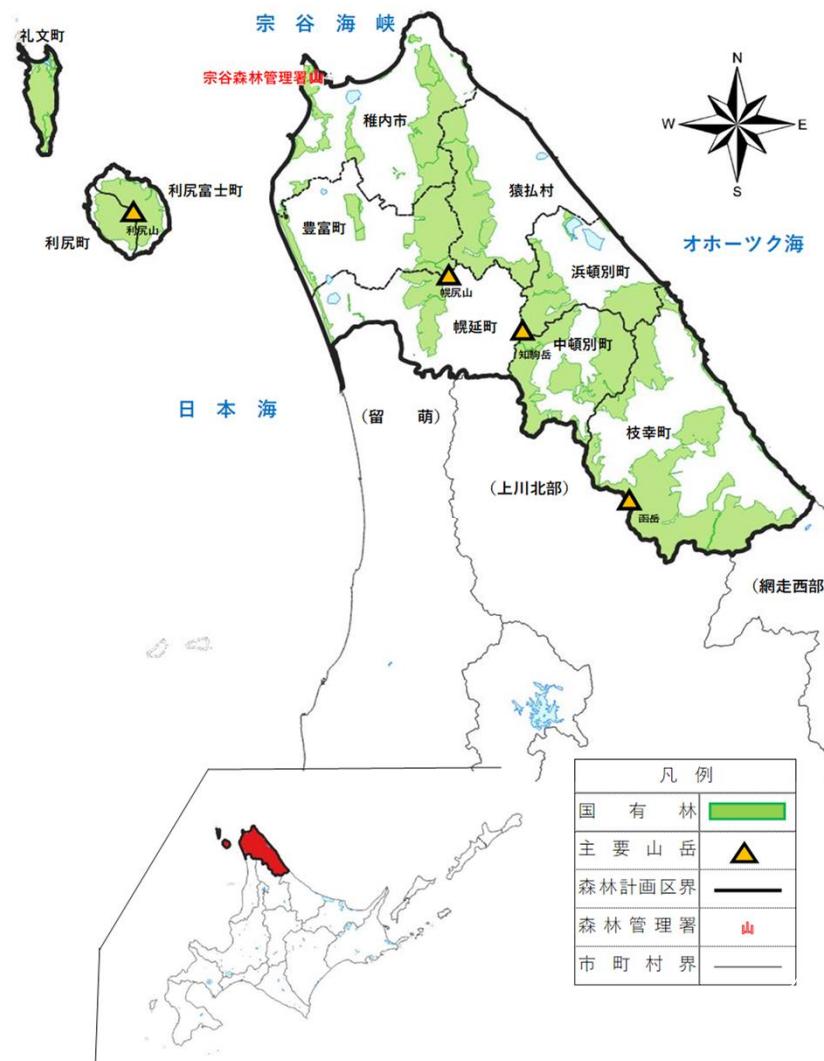
実際に保育作業を実行するかどうかは、職員が現地を調査して判断することとしているため、実行率は低いものとなる。

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

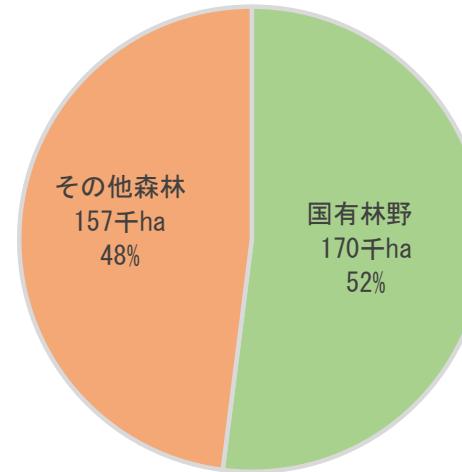
各森林計画区の概況(つづき)

○ 宗谷森林計画区の現況

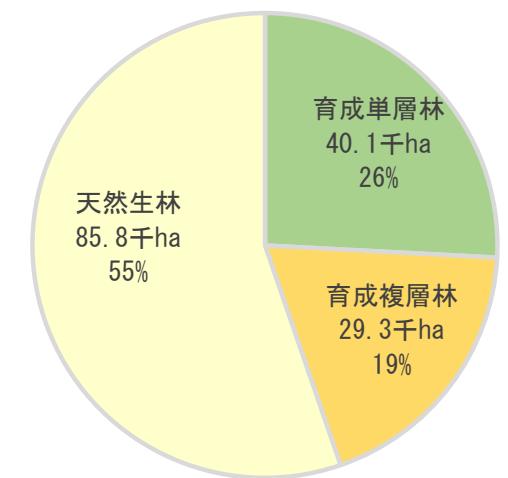
宗谷森林計画区の位置図



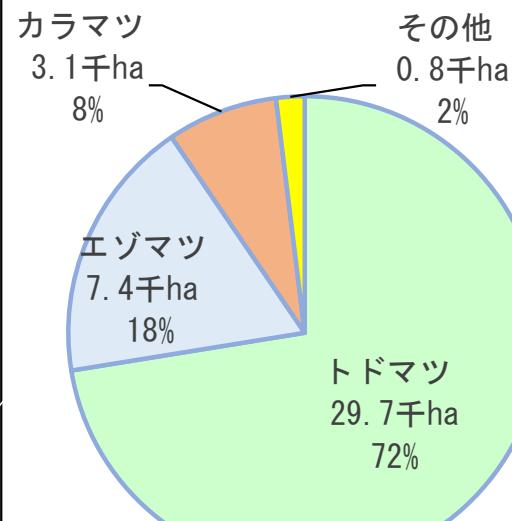
森林計画区の森林面積



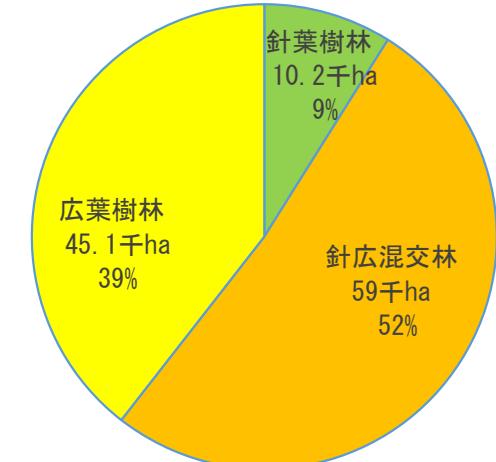
国有林野の林種別面積



国有林野の人工林樹種別面積



国有林野の天然林の林相別面積



1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

各森林計画区の概況(つづき)

○ 宗谷森林計画区の主要施策に関する評価

計画期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

伐採量



伐採量については、おおむね計画どおりの実行数量となった。

更新量



人工造林については、次期計画で実行を計画していた箇所を前倒ししたことにより、実行数量が計画を上回った。天然更新については、保安機能の発揮に必要な植栽を行ったため実行数量が計画を上回った。

保育量(注2)



下刈については、下刈の目安を超えた林齢の人工林において、植栽木の成長が遅く追加的に下刈りを実施する必要があると判断される箇所が見受けられたため、実行数量が計画を上回った。 つる切・除伐については、現地を精査し、林木の生育状況等により保育の必要性を十分に精査した結果、実行数量が計画を下回った。

林道開設及び改良



各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、実行数量が計画を大きく下回った。その一方で、改良については、事業の緊急度を勘案の上で実行した結果、実行数量が計画を上回った。

注1) 実績の数値は、令和7年度の見込み量を含んだ計である。

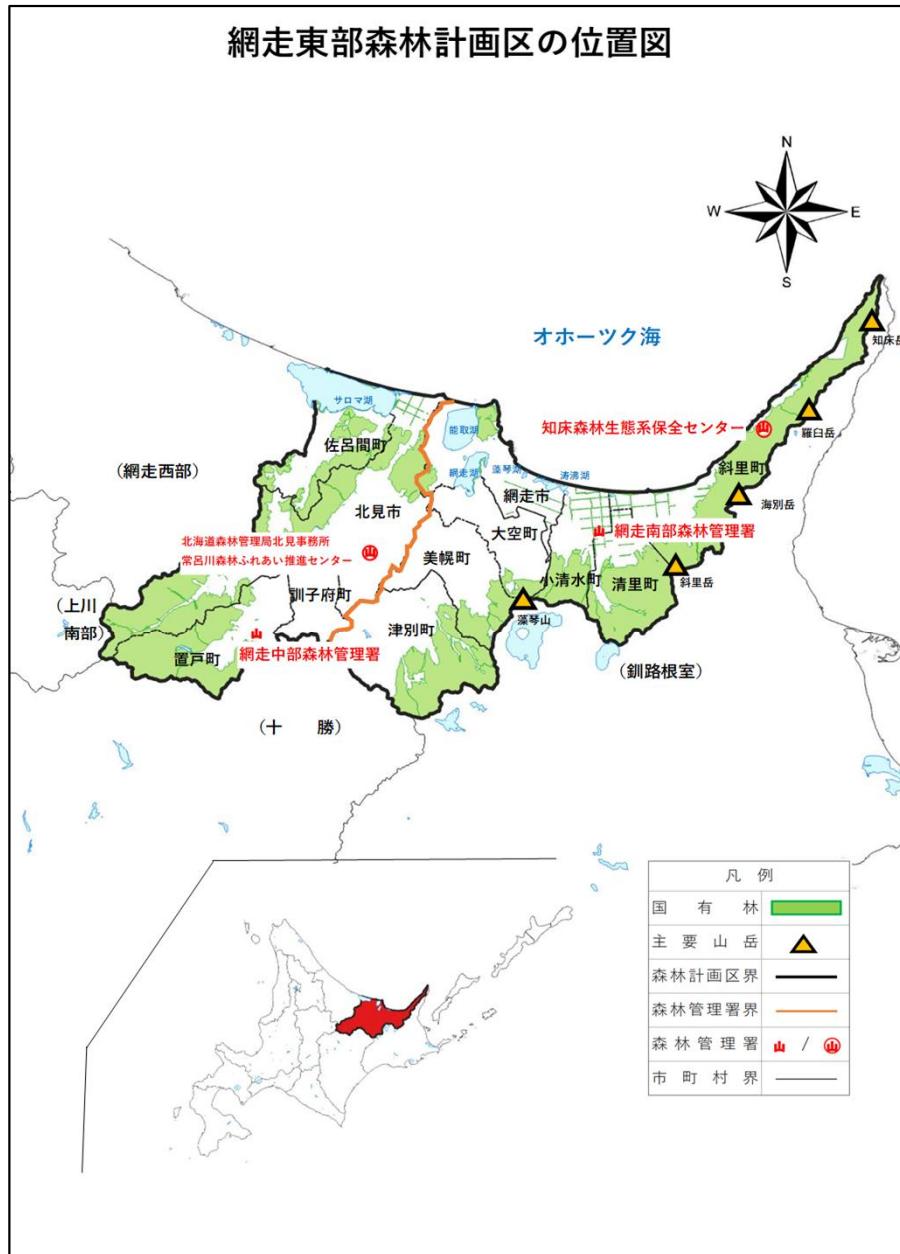
注2) 保育量の計画量は、保育作業の目安となる林齢に該当する人工林の面積を一律に計上したものである。

実際に保育作業を実行するかどうかは、職員が現地を調査して判断することとしているため、実行率は低いものとなる。

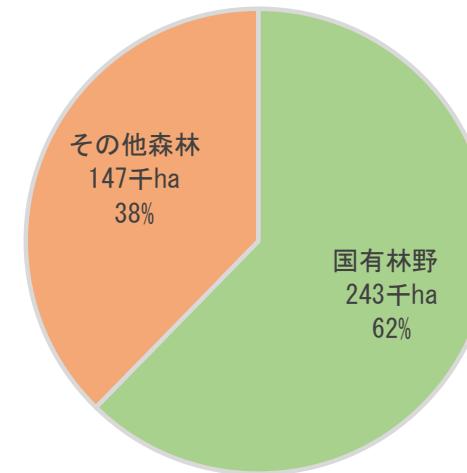
(1) 国有林野の管理経営の基本方針

各森林計画区の概況(つづき)

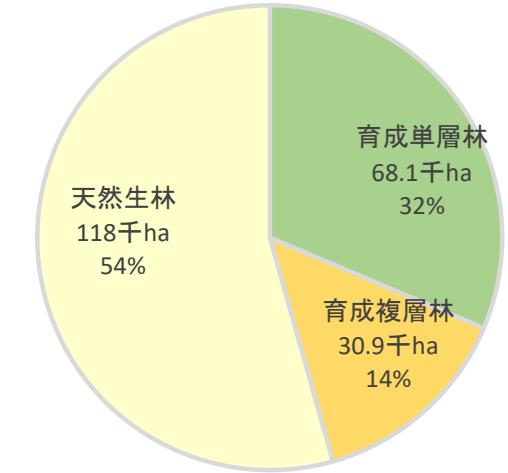
○ 網走東部森林計画区の現況



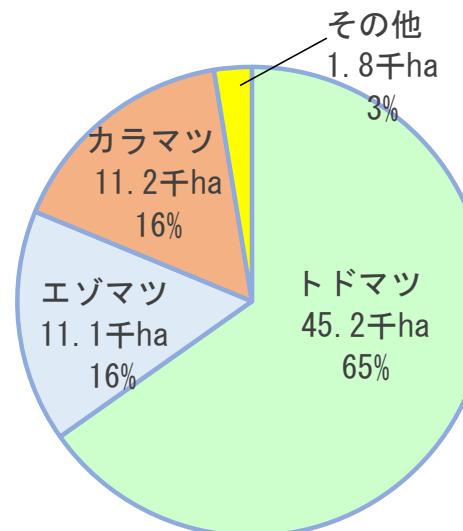
森林計画区の森林面積



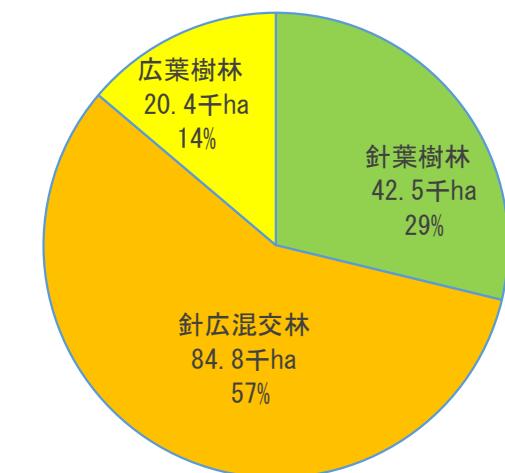
国有林野の林種別面積



国有林野の人工林樹種別面積



国有林野の天然林の林相別面積



1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

各森林計画区の概況(つづき)

○ 網走東部森林計画区の主要施策に関する評価

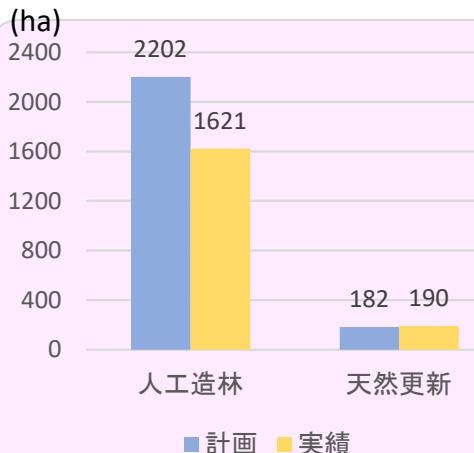
計画期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

伐採量



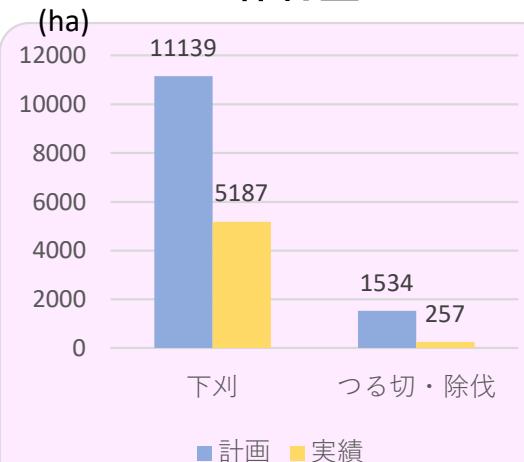
伐採量については、市況の悪化に伴い立木販売の入札不調が発生したことから、実行数量が計画を下回った。

更新量



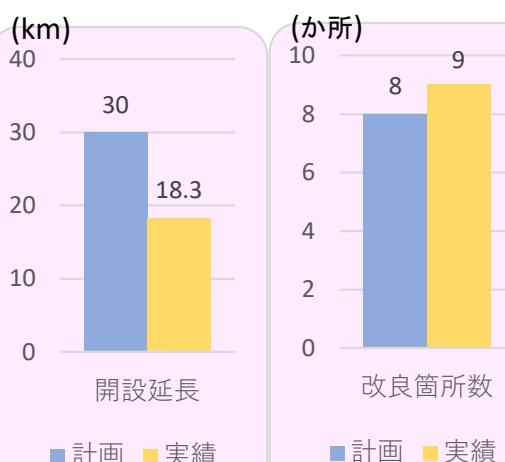
人工造林については、立木販売の入札不調に伴い主伐箇所が減少したことから、実行数量が計画を下回った。天然更新面積については、おおむね計画どおりの実行数量となった。

保育量(注2)



下刈については、現地状況を踏まえながら、効率的な保育作業の取組として回数や方法を見直して実施した結果、実行数量が計画を下回った。つる切・除伐については、現地を精査して再検討した結果、実行数量が計画を下回った。

林道開設及び改良



各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、開設については実行数量が計画を下回った。その一方で、改良については、事業の緊急度を勘案の上で実行した結果、実行数量が計画を上回った。

注1) 実績の数値は、令和7年度の見込み量を含んだ計である。

注2) 保育量の計画量は、保育作業の目安となる林齢に該当する人工林の面積を一律に計上したものである。

実際に保育作業を実行するかどうかは、職員が現地を調査して判断することとしているため、実行率は低いものとなる。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

- 北海道森林管理局管内では、森林の重視すべき機能に応じて**5つの機能類型に区分**※し、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。
- 具体的には、別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」により取り扱う。

※北海道局管内において、快適環境形成タイプ(快適な環境の形成の機能を重視した森林)は該当なし

機能類型区分ごとの考え方と目標とする森林

山地災害防止タイプ

土砂流出・崩壊防備エリア

山崩れや土砂の流出などの災害を防止する機能を重視した森林



根系が深く広く発達し、落葉層を保持し、下層植生の発達が良好な森林

主に山地災害危険地区や土砂流出警戒区域等が該当する。

気象害防備エリア

風害、霜害等の気象災害を防止する機能を重視した森林



遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の強い森林

主に防風、潮害防備保安林指定箇所が該当する。

自然維持タイプ

原生的な森林生態系や景観の維持、希少生物の保護など自然環境を保全する機能を重視した森林



良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林

主に保護林や自然公園特別地域等が該当する。

森林空間利用タイプ

保健、レクリエーション、文化機能など森林とのふれあいの場としての機能を重視した森林



保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林

主に保健保安林の指定箇所やレクリエーションの森設定箇所が該当する。

水源涵養タイプ

水資源を蓄え、良質な水を安定供給する機能を重視した森林



浸透・保水能力の高い森林 土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好な森林

水源涵養機能を第一に発揮させる森林が該当する。

○ 胆振東部森林計画区の森林の機能類型分布図

[山地災害防止タイプ]
・俱多楽湖周辺
・鶴川上流域
・山地災害危険地区等
に該当する地区

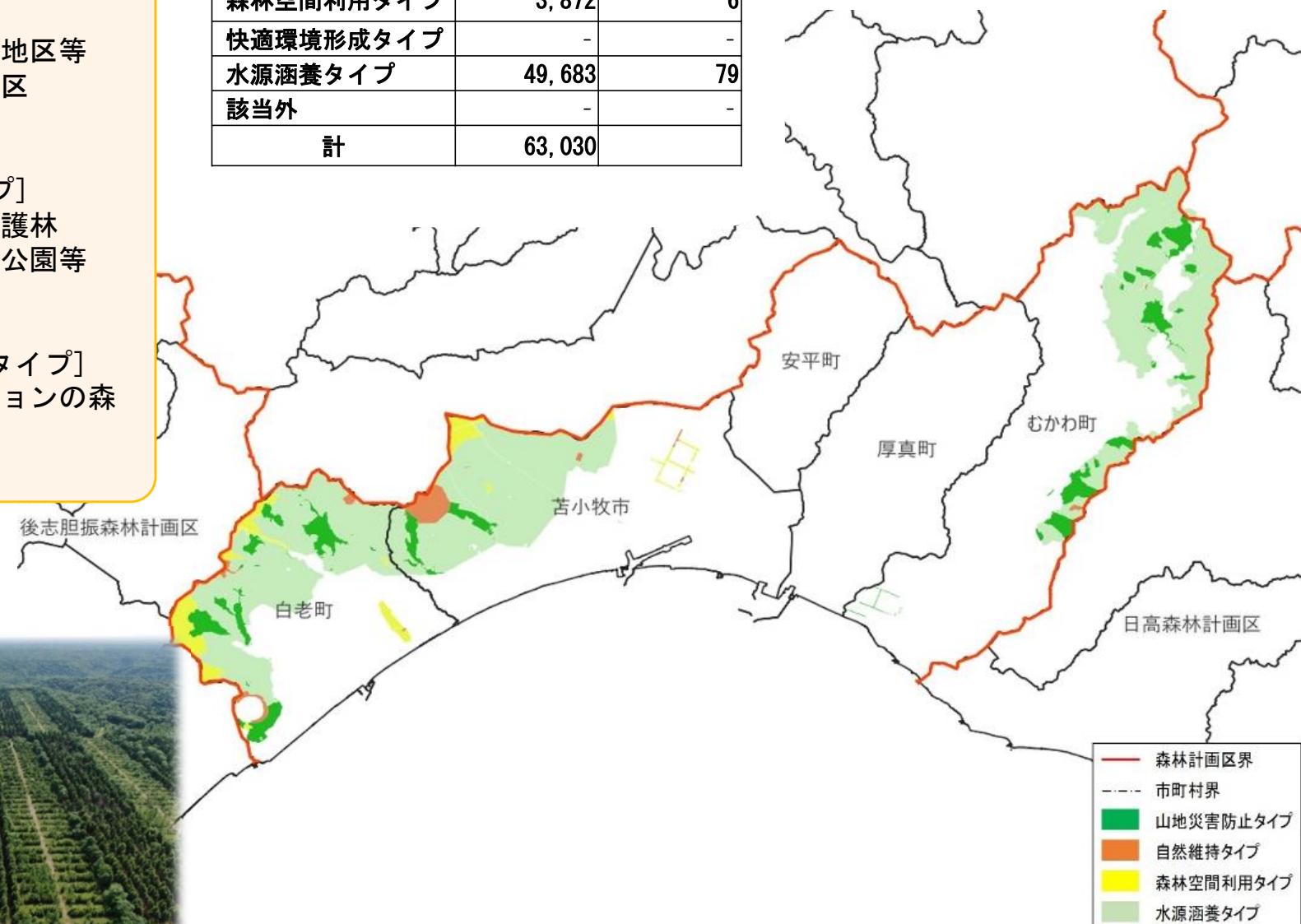
[自然維持タイプ]
・希少個体群保護林
・支笏洞爺国立公園等

[森林空間利用タイプ]
・レクリエーションの森

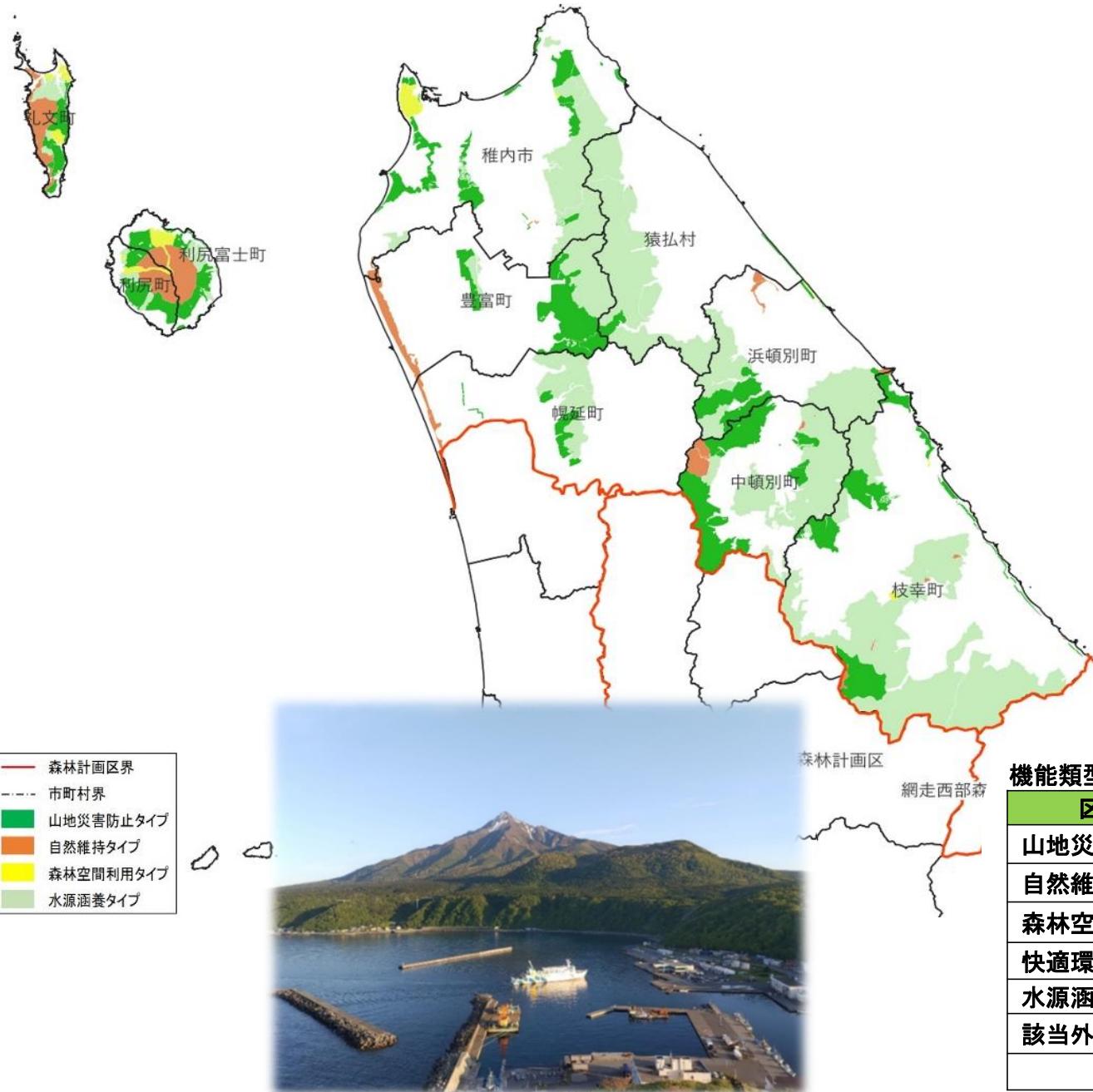


機能類型別面積

区分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	7,570	12
自然維持タイプ	1,906	3
森林空間利用タイプ	3,872	6
快適環境形成タイプ	-	-
水源涵養タイプ	49,683	79
該当外	-	-
計	63,030	



○ 宗谷森林計画区の森林の機能類型分布図



[山地災害防止タイプ]

- ・牧草地等の隣接地
- ・海岸林
- ・山地災害危険地区等に該当する地区

[自然維持タイプ]

- ・利尻、礼文生物群集保護林等

[森林空間利用タイプ]

- ・レクリエーションの森

機能類型別面積

区分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	44,394	26
自然維持タイプ	12,003	7
森林空間利用タイプ	3,050	2
快適環境形成タイプ	-	-
水源涵養タイプ	110,610	65
該当外	-	-
計	170,057	

○ 網走東部森林計画区の森林の機能類型分布図

[山地災害防止タイプ]

- ・防風保安林
- ・海岸林
- ・山地災害危険地区等に該当する地区

[自然維持タイプ]

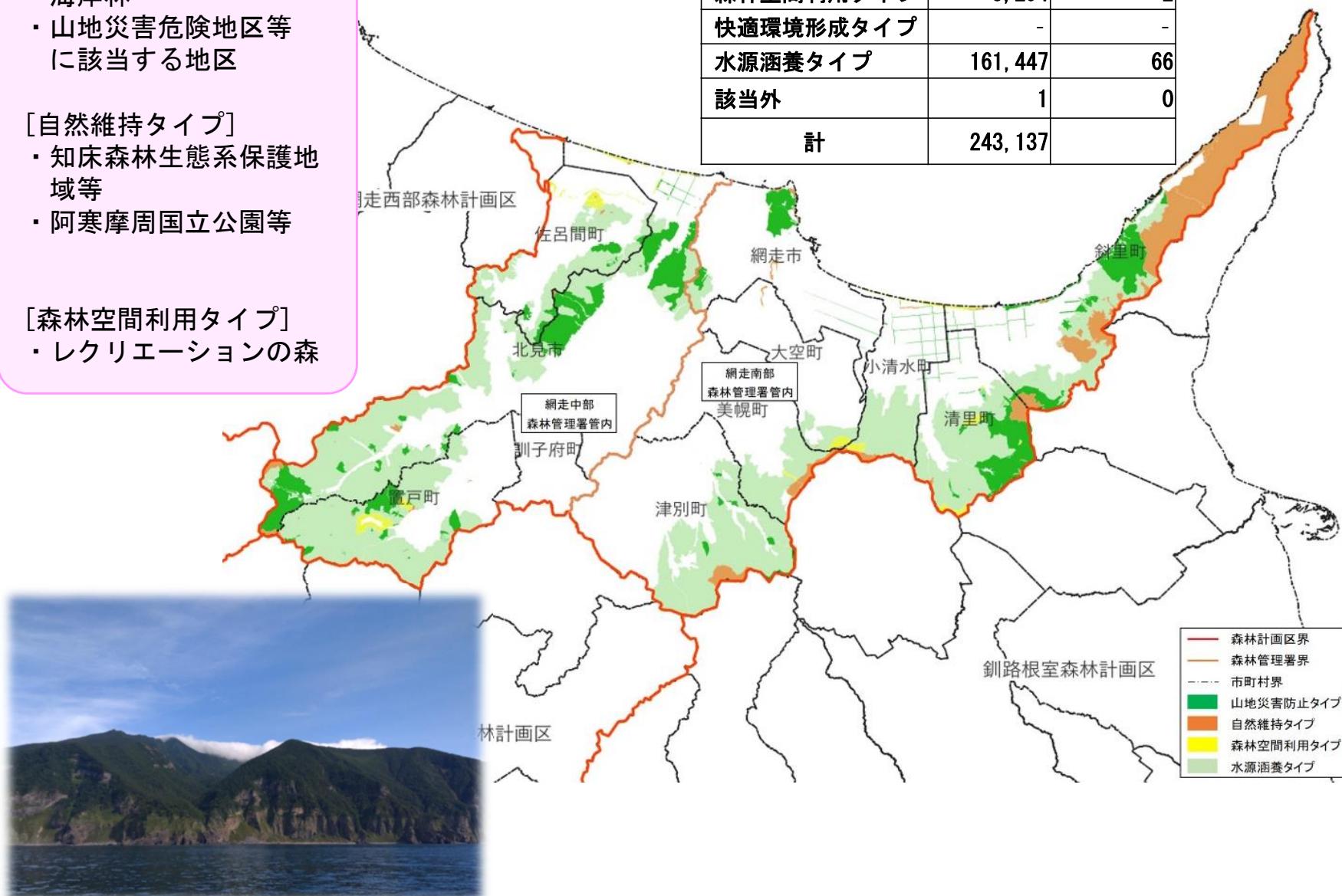
- ・知床森林生態系保護地域等
- ・阿寒摩周国立公園等

[森林空間利用タイプ]

- ・レクリエーションの森

機能類型別面積

区分	面積 (ha)	比率 (%)
山地災害防止タイプ	42,327	18
自然維持タイプ	34,068	14
森林空間利用タイプ	5,294	2
快適環境形成タイプ	-	-
水源涵養タイプ	161,447	66
該当外	1	0
計	243,137	



持続可能な森林経営の実施方向

(1) 国有林野の管理経営の基本方針 より

機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備と保全により、持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、国際的な指標となる基準を参考として、次の施策や方針に取り組んでいる。

ア 生物多様性の保全

保護林や緑の回廊における適切な保全・管理の推進、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組む

(網走東部森林計画区においては、知床世界自然遺産の保護担保措置の取組を記載)

イ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

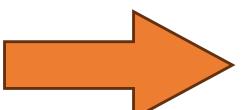
地球温暖化対策に基づいた、適切な森林整備や保全、木材利用の促進、再造林等に取り組む

ウ 社会の要望を満たす長期的、多面的な社会・経済的便益の維持・増進

レクリエーションや森林とのふれあいの場の提供等に取り組む

エ 持続可能な森林経営のための法的、制度的枠組み

「国民の森林」として管理経営を行うために森林計画制度の適切な運用を図る



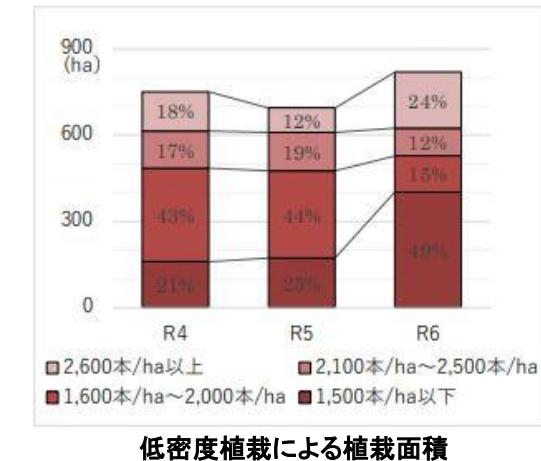
具体的な取組は各項目で記載

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

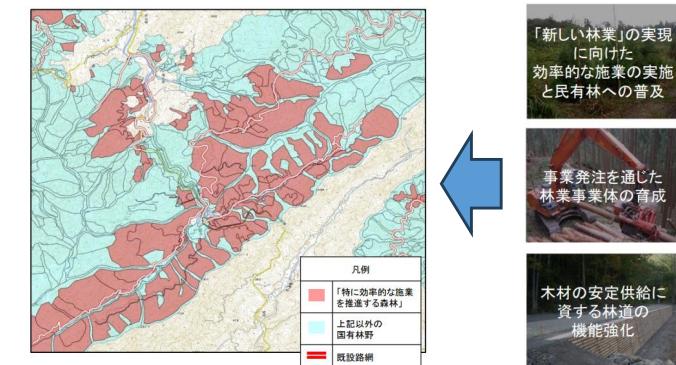
- ・ 北海道、市町村を始めとする幅広い民有林関係者との連携を図りながら、森林・林業施策全体の推進に貢献する。
- ・ 森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現に向けての取組や林業事業体・林業経営体の育成を推進する。
- ・ 「新しい林業」の推進に当たっては「特に効率的な施業を推進する森林」として設定した森林を活用して取組を進める。

当該森林においては、主伐・再造林を基本に施業を実施し、森林の状況に応じて天然力を活用しつつ、条件不利地と合わせて、多様な森林の整備・保全により公益的機能の発揮に努める。

(参照:13ページ)



低密度植栽による植栽面積



「特に効率的な施業を推進する森林」の設定と運用のイメージ
国有林野の管理経営に関する基本計画（参考資料）より

- ア 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及**
- ・ 伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進する。また、造林の省力化に資する新たな手法について事業での実用化を図る。

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項（つづき）

特に効率的な施業を推進する森林

機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養タイプに区分された人工林のうち、地位、傾斜、林道からの距離が近い等条件が有利で持続的な林業生産活動に適したものを設定・公表するもの。

当該森林を活用して、低コストで効率的な施業の実施や、民有林関係者等への普及、林業事業体の育成を効果的に進めること等を目的としている。

○特に効率的な施業を推進する森林の設定状況

森林 計画区	森 林 管 理 署 等	小班数	面積(ha)
胆振東部	胆振東部	2,345	11,787.43
	計画区計	2,345	11,787.43

森林 計画区	森 林 管 理 署 等	小班数	面積(ha)
宗谷	宗谷	2,206	12,117.12
	計画区計	2,206	12,117.12

森林 計画区	森 林 管 理 署 等	小班数	面積(ha)
網走東部	網走中部	1,430	9,271.04
	網走南部	2,778	18,180.74
	計画区計	4,208	27,451.78

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項（つづき）

イ 林業事業体・林業経営体の育成

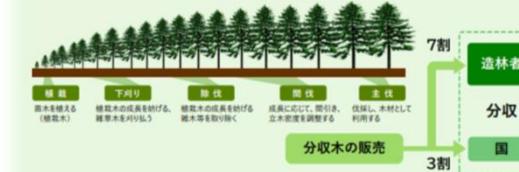
- ・ 林業従事者確保等に資するよう、年間の発注見通しの公表や安定的な事業発注に努める。
- ・ 樹木採取権制度の運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努める。
- ・ 分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

国有林の分収造林制度とは

造林者(國以外の者)と國が契約を結び、造林者が国有林に木を植えて、一定期間育て、伐採して得た収益(販売代金)を造林者と國で一定の割合で分収する制度。

分収造林の仕組みの主な内容

- ・ 対象面積は、原則として1ヘクタール以上
- ・ 契約期間は、最長80年
- ・ 植栽された樹木は、造林者と國の共有
- ・ 持分割合は、通常、造林者7、國3(北海道では、造林者8、國2)
- ・ 将來の収益は、この持分割合に基づいて分収



分収造林制度
パンフレット
(林野庁)

ウ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

- ・ 市町村のニーズに応じて、北海道森林管理局及び森林管理署が実施する研修に市町村職員等を受入れる。
- ・ 北海道と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に取り組む。

市町村職員参加の
基礎研修
(北海道森林管理局)



エ 森林・林業技術者等の育成支援

- ・ 大学の研究・実習等へのフィールドの提供を通じた森林・林業技術者の育成の支援をする。
- ・ 北海道立北の森づくり専門学院へのフィールドの提供、講師派遣等に努める。



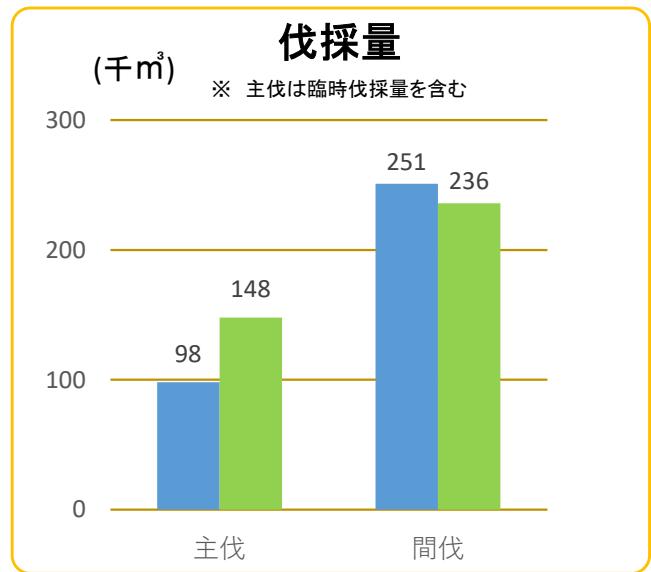
民有林と連携した現地検討会
(北海道森林管理局)

(4) 主要事業の実施に関する事項

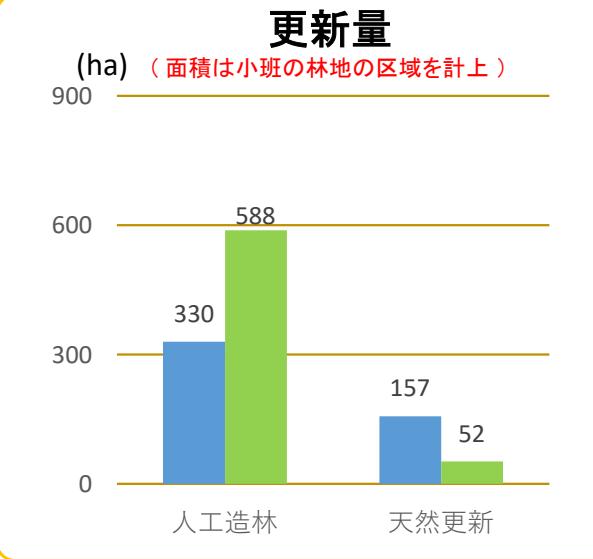
○ 胆振東部森林計画区の主要事業量

■ 現行計画
■ 次期計画

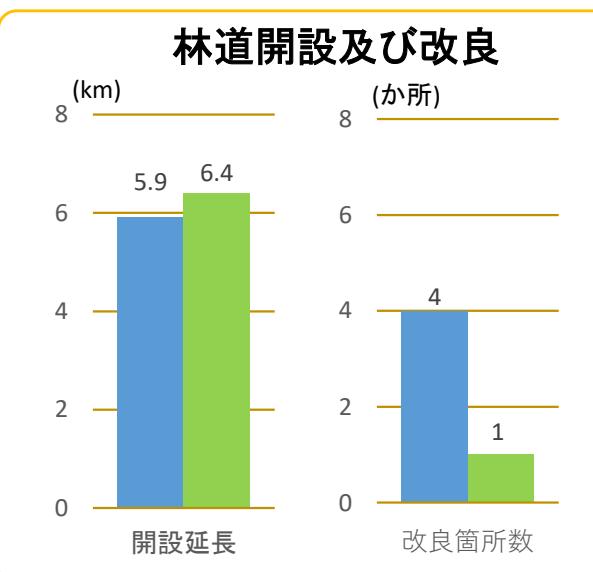
※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上
(ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみの計画)したものである。



計画期間 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)



上空から見た間伐実施箇所



上空から見た主伐(複層伐)及び人工造林実施箇所

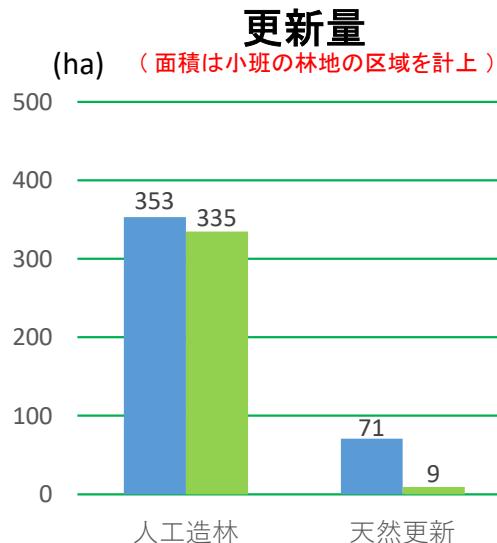
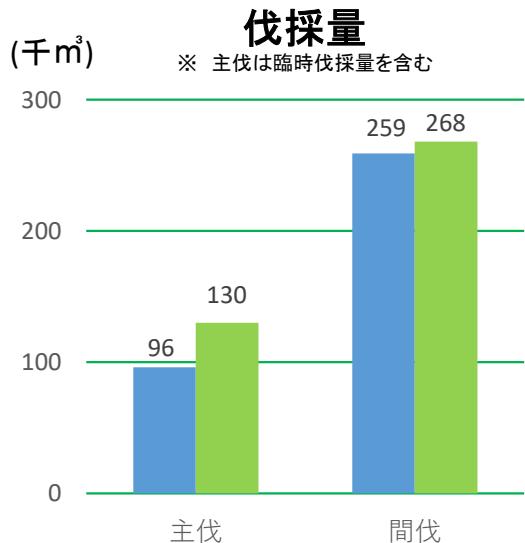
(4) 主要事業の実施に関する事項（つづき）

○ 宗谷森林計画区の主要事業量

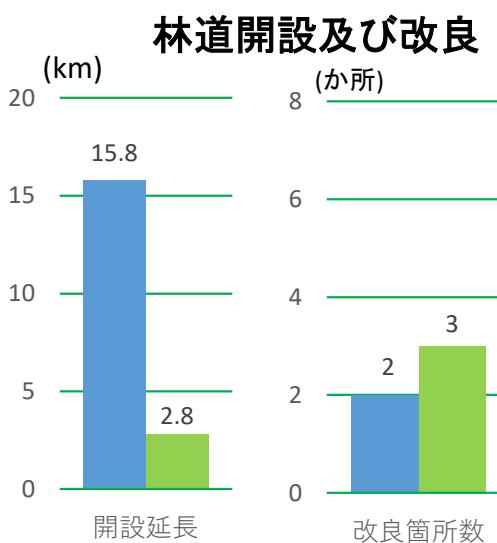
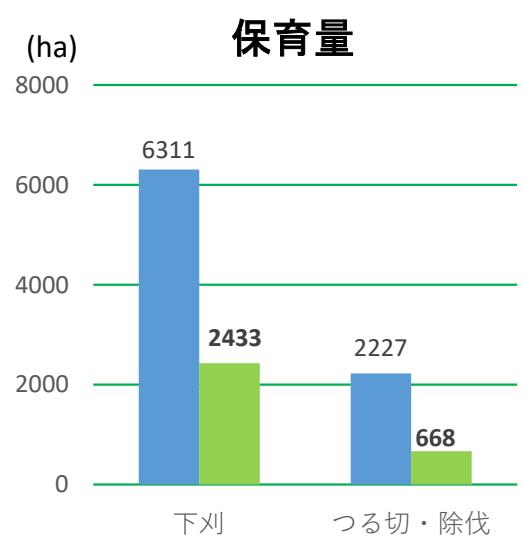
■ 現行計画
■ 次期計画

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上（ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみの計画）したものである。

計画期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）



リモコン式草刈機による保育作業



大型機械による地拵え

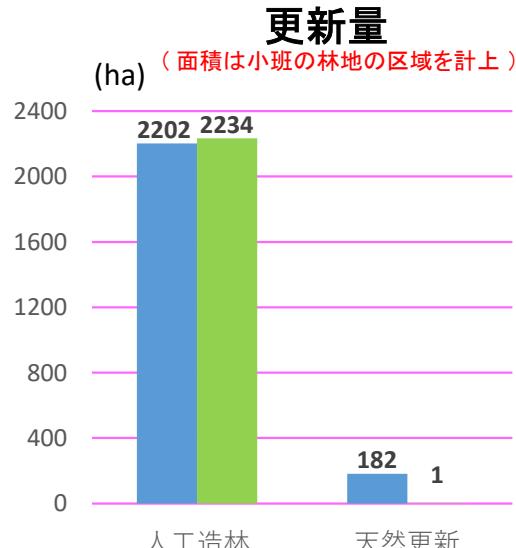
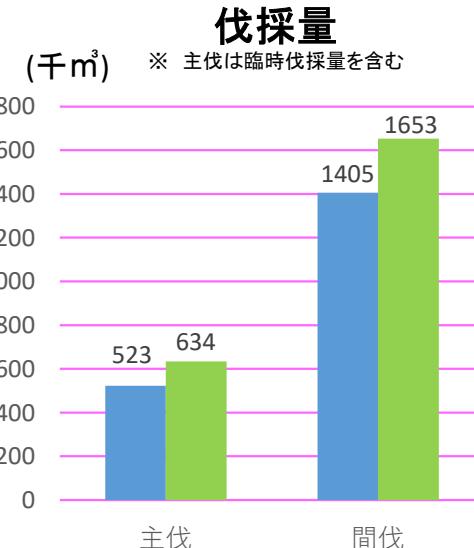
(4) 主要事業の実施に関する事項（つづき）

○ 網走東部森林計画区の主要事業量

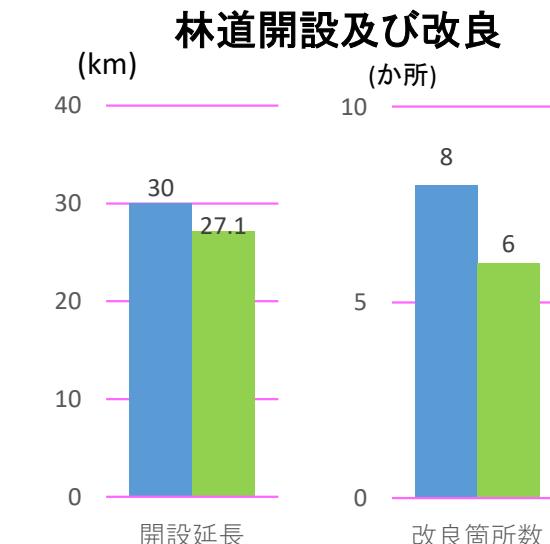
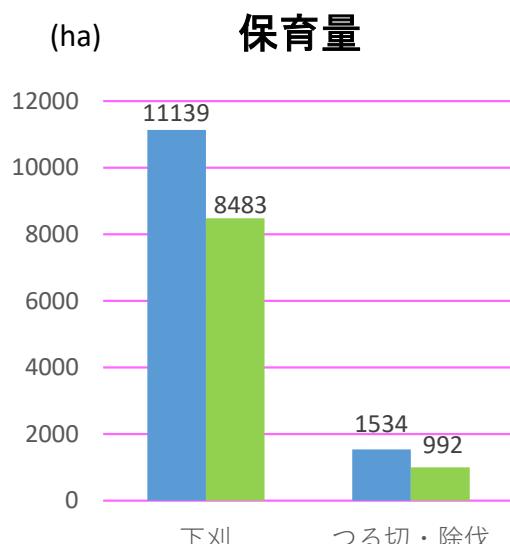
■ 現行計画
■ 次期計画

※ 国有林野施業実施計画において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を計上（ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみの計画）したものである。

計画期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）



保育間伐作業(伐採)



保育間伐作業(搬出)

(5) その他必要な事項

ア 水源涵養機能の持続的な発揮

- ・ 水源涵養機能を持続的に発揮させるための間伐を積極的に推進する。
- ・ 水質汚濁の防止に配慮した森林施業を適切に実施する。



人工林での列状間伐の実施箇所
(宗谷森林計画区)



開設された林道(林業専用道)
(胆振東部森林計画区)

イ 林道等の路網整備の推進

- ・ 森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう、林道(林業専用道を含む)と森林作業道を適切に組み合せた整備を着実に実施する。
- ・ 災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化等により、路網の強靭化・長寿命化を進めていく。

ウ 保安林の整備及び治山対策の推進

- ・ 植栽、本数調整伐等の保安林の整備を実施していく。
- ・ 山地災害の激甚化傾向を踏まえ、きめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等の治山対策を推進する。
- ・ 森林の機能の維持向上は、生態系を活用した防災・減災等の考え方と符合した取り組みであることを踏まえ、現地の実情に応じた生物多様性保全の取り組みにも努める。
- ・ ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。



治山工事(校倉式木製ダム)
(宗谷森林計画区)



360度カメラを用いた
森林調査



風倒被害地の
天然更新状況
(胆振東部森
林計画区)

エ 地況・林況の把握に関する事項

- ・ 事業予定箇所の把握、事業実行結果の整理、野生生物の生育・生息状況の把握など国有林の管理経営を適切に進めていくため、地況・林況調査を計画的に実施する。

○台風等による被害跡地の再生について

針広混交林化、モザイク的配置による育成複層林へ導くための施業を展開してきており、今後も天然力を活用しつつ風害に強い森林の造成に取り組む(胆振東部森林計画区)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 森林火災防止等の森林保全巡視

- ・ 森林火災の発生防止等のための啓発活動を実施する。
- ・ 巡視により森林被害の発生状況や不法投棄等の状況を把握し、適切な措置を講ずる。



署での消火訓練
(胆振東部森林計画区)



清掃活動
(胆振東部森林計画区)



国有林の境界標
(コンクリート標)



境界標の確認

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

- ・ 森林病害虫による森林被害について、早期発見に努めるとともに、北海道や試験研究機関等とも連携し、原因究明及び早期防除により、まん延防止に努める。

特に、ナラ枯れ被害については、北海道内で拡大しているところである。そのため、本計画区においては、ナラ枯れ被害が今後発見された場合は、関係機関が連携して被害木を早期発見するために巡視活動を行うよう取り組む。

さらに、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努める。



ナラ枯れ被害対策現地検討会
(檜山森林管理署管内知内町)



カシノナガキクイムシにより
被害を受けたミズナラ
(檜山森林管理署管内知内町)

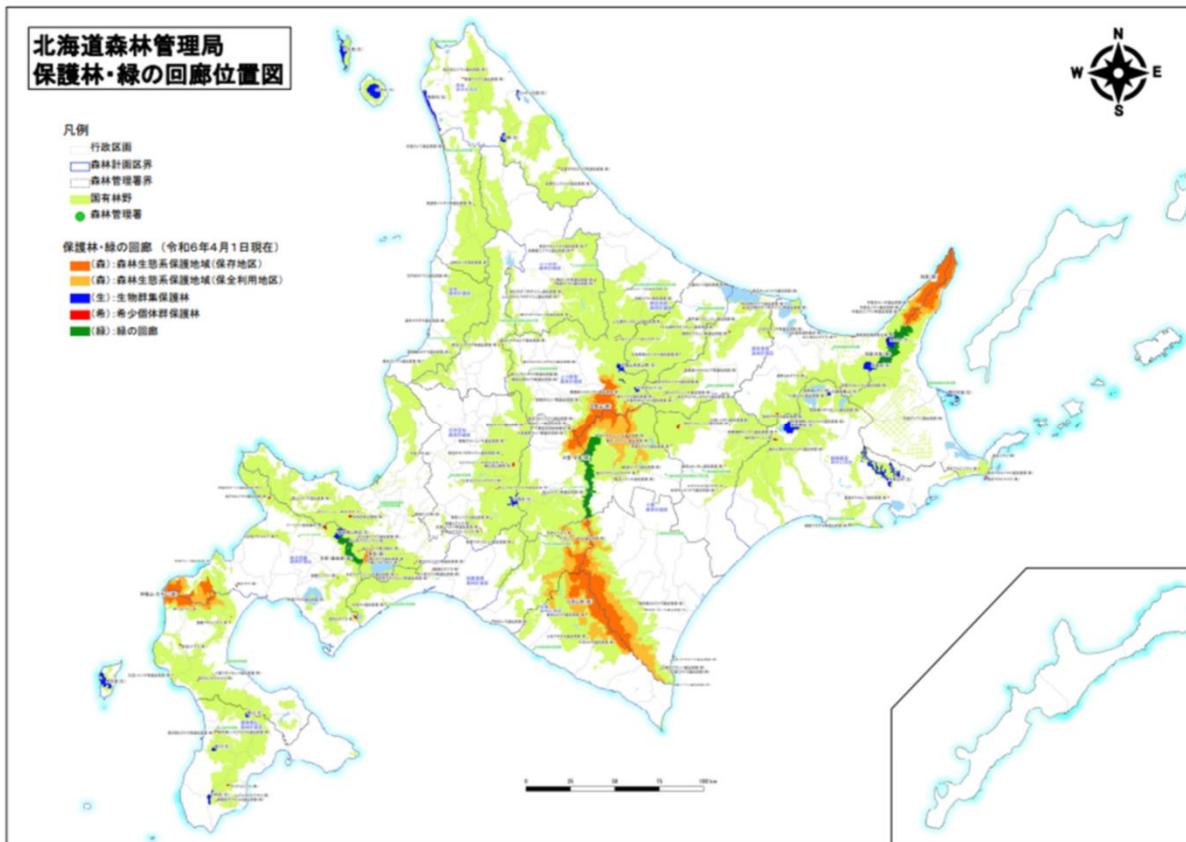
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

- 以下の森林を保護林として、保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持や学術的研究等に資する。

- 我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林
- 地域固有の生物群集を有する森林
- 希少な野生生物の生息・生育に必要な森林

胆振東部 森林計画区	箇所数	面積(ha)
希少個体群 保護林	6	115



宗谷 森林計画区	箇所数	面積(ha)
生物群集 保護地域	5	10,473
希少個体群 保護林	4	89

網走東部 森林計画区	箇所数	面積(ha)
森林生態系 保護地域	1	23,254
生物群集 保護林	2	3,151
希少個体群 保護林	26	2,198

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

イ 緑の回廊

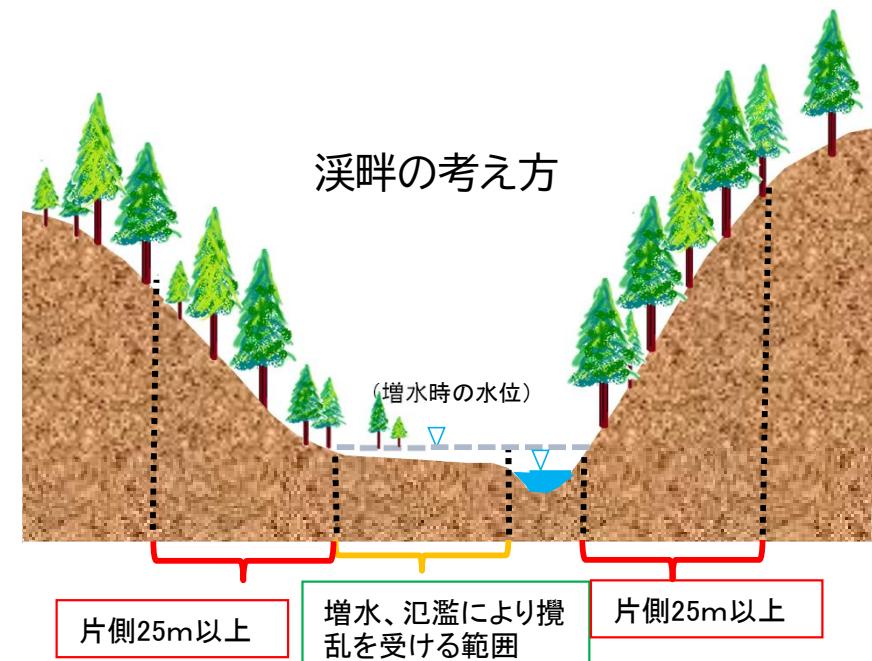
- 保護林と保護林を連結して「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。
- 網走東部森林計画区には、知床森林生態系保護地域と斜里岳、海別岳生物群集保護林をつなぐ「知床半島緑の回廊」を設定しており、森林の整備や管理を適切に行うこととしている。



ウ 溪畔周辺の取扱い

- 溪畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供等の場として生物多様性にとって重要な役割を担っているため、保護樹帯を設置する等、その機能の維持増進が図られるよう努める。

※ 溪畔周辺：常時水流のある溪流や河川、湖沼等の水辺（通常、増水や氾濫といった擾乱を直接受ける場所を含む）からその地域の高木性樹木の平均樹高の幅を最大に概ね片側25m以上とする



(4) その他必要な事項

ア エゾシカ被害への対応

- 北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」や森林被害等のモニタリング調査の結果を踏まえ、自治体等関係機関とも連携して捕獲等に取り組む。
- 各種事業と狩猟の調整を計画的に行い、狩猟における安全対策の徹底についての啓発を図っていく中で、より効果的な対策に向けて取り組む。

イ 希少な野生生物等が生息する森林の取扱い

- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)や森林管理局長が別途定める各種「希少野生生物等の取扱い方針」に基づき、シマフクロウ等希少な野生生物の生育・生息環境の整備、保全に配慮した施業に努める。

新規

ウ ヒグマ被害への対応

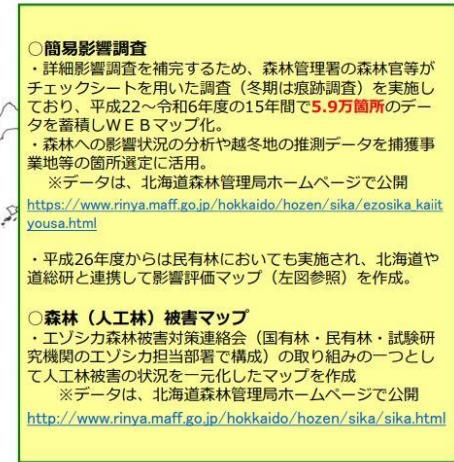
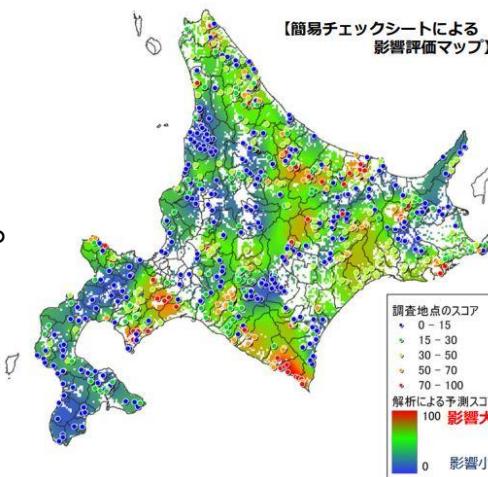
北海道ヒグマ管理計画に基づき、北海道森林管理局としての取組を行う。



くくりワナと設置の様子



囲いワナ



シマフクロウ



レブンアツモリソウ

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ・ 公益重視の管理経営を一層推進しつつ、森林施業の結果得られる木材等林産物の持続的かつ計画的な供給に努める。
- ・ 地域の川上・川中・川下の関係者との連携強化により国産材の安定的な供給体制の構築を図る。

(2) その他必要な事項

ア 地域振興等に関する木材供給

民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努める。

イ 木材利用促進への取組

治山・林道工事等において、間伐材等の木材を使用した工法を積極的に採用する等、国有林野事業自ら木材の利用に取り組む。

また、関係機関等との連携・協力体制を構築して道産材の需要拡大に向けて取り組む。

さらに、利用が低位な木材や端材、林地残材等の未利用材について、有効利用に努める。

ウ 木材価格急変時の供給調整機能の発揮

地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握し、効果的な方法で、供給調整機能を発揮する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

- 国有林野の活用に当たっては、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地域社会の活性化に資するよう積極的に推進する。
- 保健・文化・教育的利用が適当な国有林野を、「レクリエーションの森」として提供する。

日本美しの森お薦め国有林



(2) 国有林野の活用の具体的手法

- 公用・公共用・公益事業用地としての活用については、法令等に基づき、貸付け、売払い等の手法により実施する。



ポロト
(胆振東部森林計画区)

レクリエーションの森の設定状況

森林計画区	箇所数 (か所)	面積(ha)	種類
胆振東部	7	2,000	自然休養林、風景林
宗 谷	8	1,093	自然休養林、自然観察教育林、野外スポーツ地域、風景林
網走東部	15	5,398	自然休養林、自然観察教育林、野外スポーツ地域、風景林、風致探勝林

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

- 民有林野と連結した路網の整備と相互利用、計画的な間伐の実施等に取り組むとともに、民有林への森林・林業技術の普及に取り組む。

また、中間土場(ストックヤード)の整備を通じ、民有林との木材の協調出荷を進めるとともに、原木の流通を効率化して木材の安定供給を図る。



(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

- 森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(3) 相続土地国庫帰属制度への対応

- 相続土地国庫帰属制度については、申請があった土地のうち森林について法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については巡視等の管理等を行うこととする。

相続土地国庫帰属制度とは？

所有者不明土地の発生の抑制を目的として、相続等によってやむを得ず土地所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させることができる制度。

(令和3年法律第25号 令和5年4月27日施行)

※胆振東部森林計画区において既に実績あり

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境や人材を活用し、国民の森林に対する要請に応えるため、協定を締結して、フィールドの提供や技術指導を行う。

① ふれあいの森

- ・ 自主的な森林整備活動の場として設定する。

② 社会貢献の森

- ・ 企業のCSR活動等を目的とした森林整備活動の場として設定する。

③ 木の文化を支える森

- ・ 歴史的な木造建築物などの資材確保のための森林整備や保全活動の場として設定する。

④ 遊々の森

- ・ 森林環境教育の場として設定する。

⑤ 多様な活動の森

- ・ 森林の美化活動など、①～④に分類できない活動の場として設定する。

協定締結による国民参加の森林づくり設定状況

胆振東部森林計画区	箇所数	面積(ha)
社会貢献の森	5	17
木の文化を支える森	1	4
遊々の森	1	47
宗谷森林計画区	箇所数	面積(ha)
-	-	-
協定箇所なし	箇所数	面積(ha)
-	-	-
網走東部森林計画区	箇所数	面積(ha)
ふれあいの森	3	48
遊々の森	1	37
多様な活動の森	1	89

(2) 分収林に関する事項

- ・分収林制度^(注)の活用による森林整備を推進する。
- ・特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を進める。

分収林の設定状況

胆振東部 森林計画区	契約 箇所数	面積(ha)
分収造林	16	87
分収育林	6	51
計	22	138
うち「法人の森林」	8	63

宗谷森林計画区	契約 箇所数	面積(ha)
分収造林	128	1,834
分収育林	11	37
計	139	1,871
うち「法人の森林」	18	141

網走東部 森林計画区	契約 箇所数	面積(ha)
分収造林	48	457
分収育林	16	76
計	64	535
うち「法人の森林」	5	27

(注) 分収林制度 :

- ・森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。
- ・国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う「分収育林」がある。

(3) その他必要な事項

ア 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

- ・自然教育活動への協力等を通じ、国民に対して森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努める。
- ・SNSも活用した幅広い情報発信を行う。

イ 森林環境教育の推進

- ・「遊々の森」の活用を図るとともに、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等に取り組む。
- ・木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」にも取り組む。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

- ・国民参加の森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取り組みを進める。
- ・森林管理署では、支援窓口機能の発揮に努める。
- ・北海道の漁業関係者と国有林関係者が一体となり、展開してきた植樹活動等については、地域住民等の参加を得ながら、森林整備及び保全を展開する。

エ 森の巨人たち百選「巨樹・巨木」

- ・次世代への財産として健全な形で残していくべき巨樹・巨木を中心とした森林生態系に着目し、代表的な巨樹・巨木を「森の巨人たち百選」として選定している。(宗谷、網走東部森林計画区)

北海道森林管理局【公式】ソーシャルメディア

北海道森林管理局【公式】インスタグラム



北海道森林管理局【公式】フェイスブック



管内の小学生に対する
森林環境教育
(網走東部森林計画区)



バットの森植樹祭
(胆振東部森林計画区)



千本シナ
(宗谷森林計画区
・中頓別町)

7 その他国有林野の管理経営に関する必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

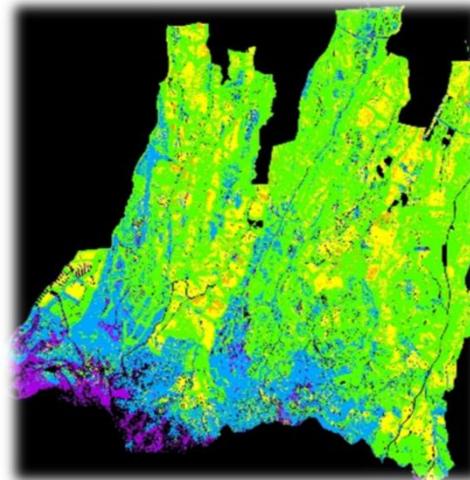
研究機関へのフィールドの提供等による基礎技術の開発に協力する。

イ 林業技術の普及

北海道や市町村、研究機関等と連携し、国有林を活用した現地検討会の開催等による技術開発成果の普及・定着に努める。



無人航空機（UAV）を活用し
林況調査等の森林管理を実施



航空レーザ計測成果の解析技術の実証
樹高区分図
(網走東部森林計画区)

森林管理局へようこそ 報道・広報 森林管理局の仕事 公告・入札情報等 リンク集

ホーム > 森もり！スクエア > 各地からの便り > 道内の森林研究・整備機構の3機関と北海道森林管理局が連携協力協定を締結

各地からの便り

道内の森林研究・整備機構の3機関と北海道森林管理局が連携協力協定を締結

【企画課・技術普及課】

令和7年9月18日（木曜日）、北海道森林管理局中会議室において、連携と協力に関する協定締結式が開催され、国立研究法人森林研究・整備機構の「森林総合研究所北海道支所長」、「同森林総合研究所林木育種センター北海道育種場長」、「同森林整備センター北海道水源林整備事務所長」と林野庁北海道森林管理局長との間で協定書を取り交わしました。

連携協力協定締結式



左から、開口北海道森林管理局長、近藤北海道水源林整備事務所長、門脇北海道育種場長、齊藤北海道支所長



民有林と連携した林業ICT活用現地検討会
(胆振東部森林計画区)

(2) 地域の振興に関する事項

- 地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つである。このため、国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体の貢献を通じて、地域産業の振興等に寄与するよう努める。

- 市町村が定めたアイヌ施策推進地域計画に基づき、アイヌ共用林野を設定している。
(胆振東部森林計画区)

市町村名	面積(ha)
白老町	約3,500



トンコリ
アイヌに伝わる伝統的な木製弦楽器



令和7年2月に白老町と胆振東部森林管理署の共用林野締結式

(3) その他必要な事項

- 市町村が作成するアイヌ施策推進地域計画の実現のため、地域の状況に応じて、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる共用林野の設定等の検討を進める。

- アイヌ共用林野契約により地域振興の推進に努める。
- 白老町の「民族共生象徴空間(ウポポイ)」周辺の国有林においては、アイヌ文化の伝承・保存に必要な林産物が持続的に供給できるような森林の育成にも取り組む。
(胆振東部森林計画区)

II 地域管理経営計画等の 変更計画(案)の概要について



II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

【日高森林計画区】

国有林野施業実施計画

魚類の生育環境を保全する必要があることから、既存治山施設に魚道を設置するため、治山に係る計画を変更する。

○ 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	25	26	1

※ 溪間工+1か所 平取町(日高北部森林管理署)

協定終了のため変更する。

○ その他必要な事項 フィールドの提供

	変更前	変更後	増減
協定箇所数	6	5	-1

※ 社会貢献の森-1か所(日高北部森林管理署)

【上川南部森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

効率的に間伐等の森林施業を推進するため必要な路網整備として、林道に係る計画を変更する。

○ 林道事業

	区分	変更前	変更後	増減
林道	開設(箇所数)	24	25	1

※ 林道開設の所在市町村:富良野市(上川南部森林管理署)

山地災害による被害の防止、軽減を図り防災機能を強化するため治山に係る計画を変更する。

○ 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	37	50	13

※ 溪間工+13か所(上川町+12 旭川市+1)(上川中部森林管理署)

II 地域管理経営計画等の変更計画(案)の概要について(個別の変更)

【網走西部森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

森林整備の必要箇所の精査により、間伐箇所を追加し伐採総量を変更する。

○ 伐採総量

	区分	変更前	変更後	増減
伐採総量	間伐(m3)	907,731	919,416	11,685

※ 機能類型:水源涵養タイプ(網走西部森林管理署)

【十勝森林計画区】

地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画

森林整備の必要箇所の精査及び林道被害に伴う伐採の見合わせにより、主伐及び間伐に係る伐採箇所及び更新箇所を加除し、伐採総量及び更新面積を変更する。

○ 伐採総量、更新総量

	区分	変更前	変更後	増減
伐採総量	主伐(m3)	430,176	428,668	-1,508
	間伐(m3)	1,091,016	1,093,084	2,068
更新総量	人工造林(ha)	2,709	2,697	-12
	天然更新(ha)	14	4	-10

※ 機能類型:山地災害タイプ、水源涵養タイプ(十勝西部森林管理署)
※ 主伐には、臨時伐採量を含む(臨時伐採量に関する変更は発生していない)

【釧路根室森林計画区】

国有林野施業実施計画

山地災害による被害の防止、軽減を図り防災機能を強化するため治山に係る計画を変更する。

○ 治山事業

	変更前	変更後	増減
保全施設(箇所数)	16	17	1

※ 山腹工+1か所 白糠町(根釧西部森林管理署)

知床森林生態系保護地域の一部において、道路用地等の貸付地が含まれていることが判明したことを踏まえ、これらの貸付地等は、本来は保護林として取り扱うべき箇所ではないことから同保護地域から解除する。

○ 保護林の名称及び区域

名称	変更前	変更後	増減
森林生態系保護地域(ha)	22,723.00	22,716.31	-6.69

※ 知床森林生態系保護地域(根釧東部森林管理署)

(参考)北海道森林管理局ホームページリンク集

北海道国有林の保護林:北海道森林管理局 (https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/policy/conservation/iji_hozan/index.html)



森林管理局へようこそ	報道・広報	森林管理局の仕事	公売・入札情報等	リンク集
------------	-------	----------	----------	------

ホーム > 政策情報 > 事業概要 > 森林と自然の保護 > 北海道国有林の保護林 > 森林生態系保護地域 > 知床森林生態系保護地域

知床（しれとこ）森林生態系保護地域

1. 設定目的

北海道の東北端から北北東に突き出した知床半島の海岸線から高山帯まで見られる地形に、北方系と南方系の動植物が連続的かつ複雑に存在する多様な森林群落が、原生的状態でかつ大規模なまとまりをもって存在する当該地域の天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物・遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。



レクリエーションの森:林野庁

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/)

森の巨人たち百選:林野庁

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/mori_kyojin/morinokyojin.html)